



松戸市緑の基本計画 改定版

《概要版》

暮らしが自然と調和する緑のふるさと 松戸



平成21年3月

松戸市

緑の基本計画とは

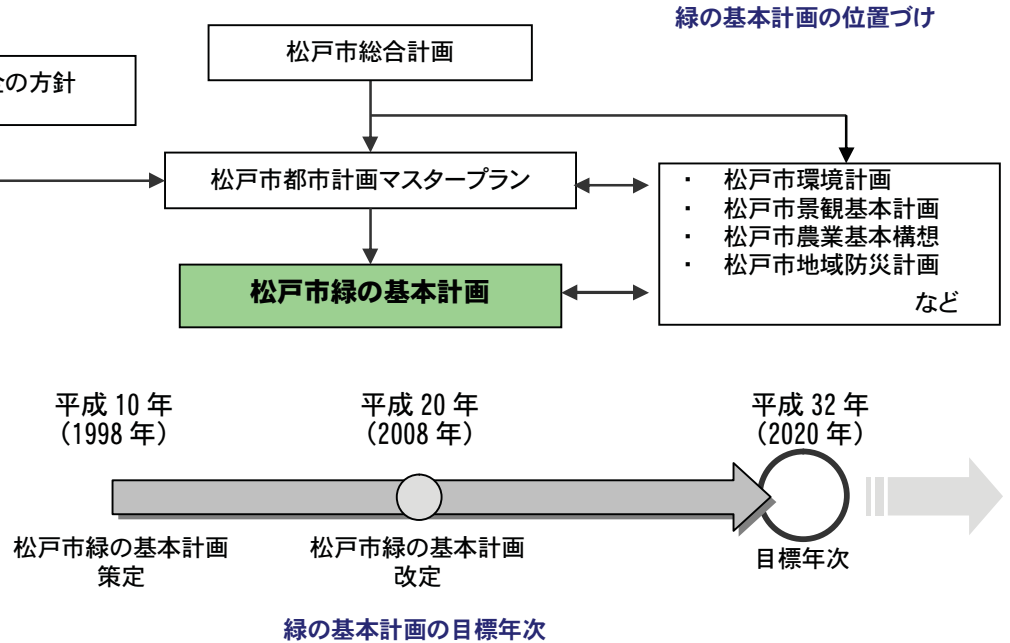
■「緑の基本計画」の概要と改定の背景

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて、市町村が主体となって策定する計画であるとともに、松戸市緑の条例に位置づけられた計画で、緑の街並みづくりや自然環境の保全などについての指針となる計画です。本計画は、本市の緑全般の中長期計画として策定するものです。

平成10年に、平成32年(2020年)を計画の目標年次とする「松戸市緑の基本計画」を策定しましたが、策定から10年が経過したため、この間の社会情勢の変化や景観法の制定、都市緑地法の改正、都市公園法の改正などへの対応、緑に関するデータの更新を図りながら、今回、現計画の評価・見直しを行い改定したものです。

■計画の位置づけ

本計画は、「松戸市総合計画」の緑に関する実現化計画であるため、計画の前提条件も「松戸市総合計画」の中の基本構想に準拠し、計画の目標年次は2020年(平成32年)とし、この時点での人口を約50万人と設定します。



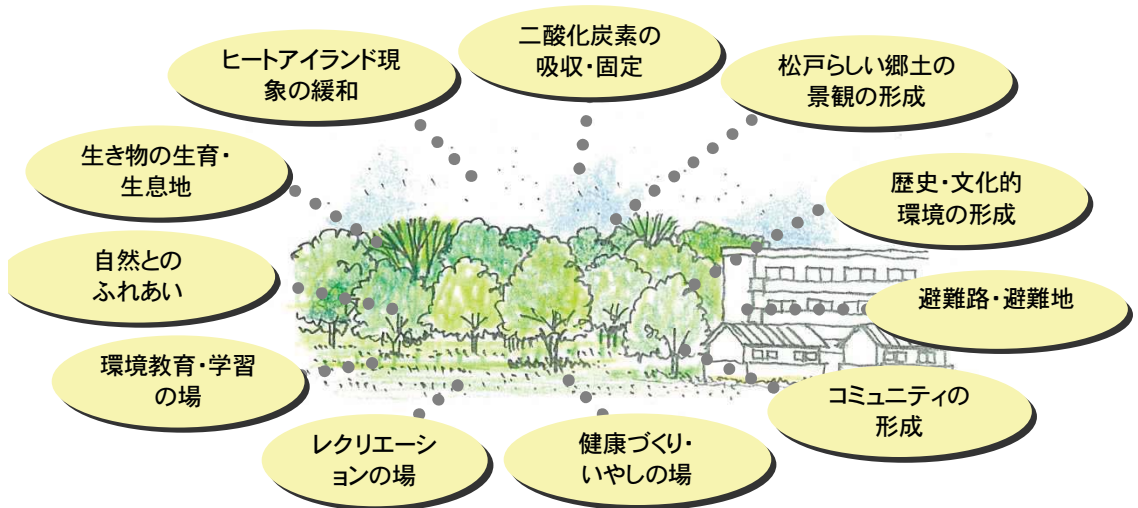
みどり 樹木、草花、水、土、空、生き物

緑 樹林地、農地、草地、水辺、水面、公園などの
緑地やオープンスペース、公有地・民有地の植栽地

「みどり」と「緑」(計画で対象とする緑地)の概念図

■緑の機能

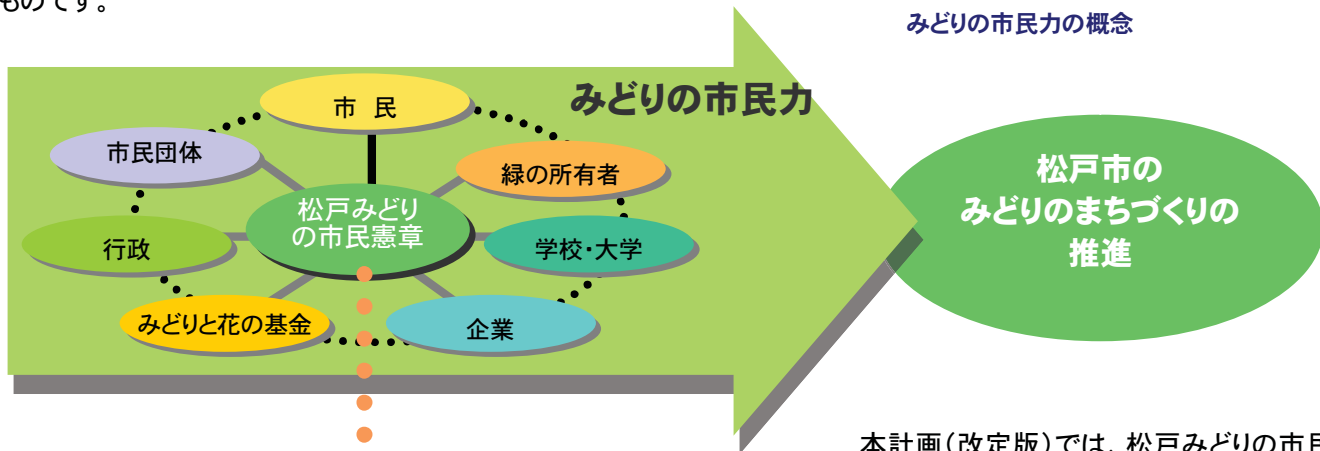
緑は、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策に貢献する二酸化炭素の吸収・固定などの環境の改善にも重要な機能を有しています。さらに、松戸らしい美しい景観の形成や歴史・文化的な環境の保全などにも役立っています。緑は私たちの生活を様々な面で支えています。



緑の機能

緑の基本計画の理念・将来像

平成16年10月1日に「松戸みどりの市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、さまざまな恩恵を与えてくれるみどりは健康的で快適な市民生活の享受に欠かせないものであり、みどりとともに暮らすことの豊かさを、市民の誰もが認識することが必要である、との思いから、市民・企業・行政の3者が一体となって、松戸のみどりを育てていくために、理念・基本姿勢・誓いなどを盛り込んだものです。



みどりの市民力の概念

◆松戸みどりの市民憲章◆

私たちのまわりには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成されるみどりが存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきたみどりの財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民・企業・行政の三者が、それぞれの立場において、みどりのもたらす恵みに想いを寄せ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

本計画(改定版)では、松戸みどりの市民憲章をみどりのまちづくりの理念として位置づけます。

また、松戸みどりの市民憲章の理念に基づいた市民、企業、行政、市民団体、学校・大学、(財)松戸みどりと花の基金、緑の所有者などの各主体の結束によって、みどりに関する課題を解決していく力を「みどりの市民力」と位置づけ、松戸のみどりのまちづくりを推進していきます。

緑の将来像

暮らしが自然と調和する 緑のふるさと 松戸
緑花清流でつづる人とまち、自然の物語



緑の将来像

凡例

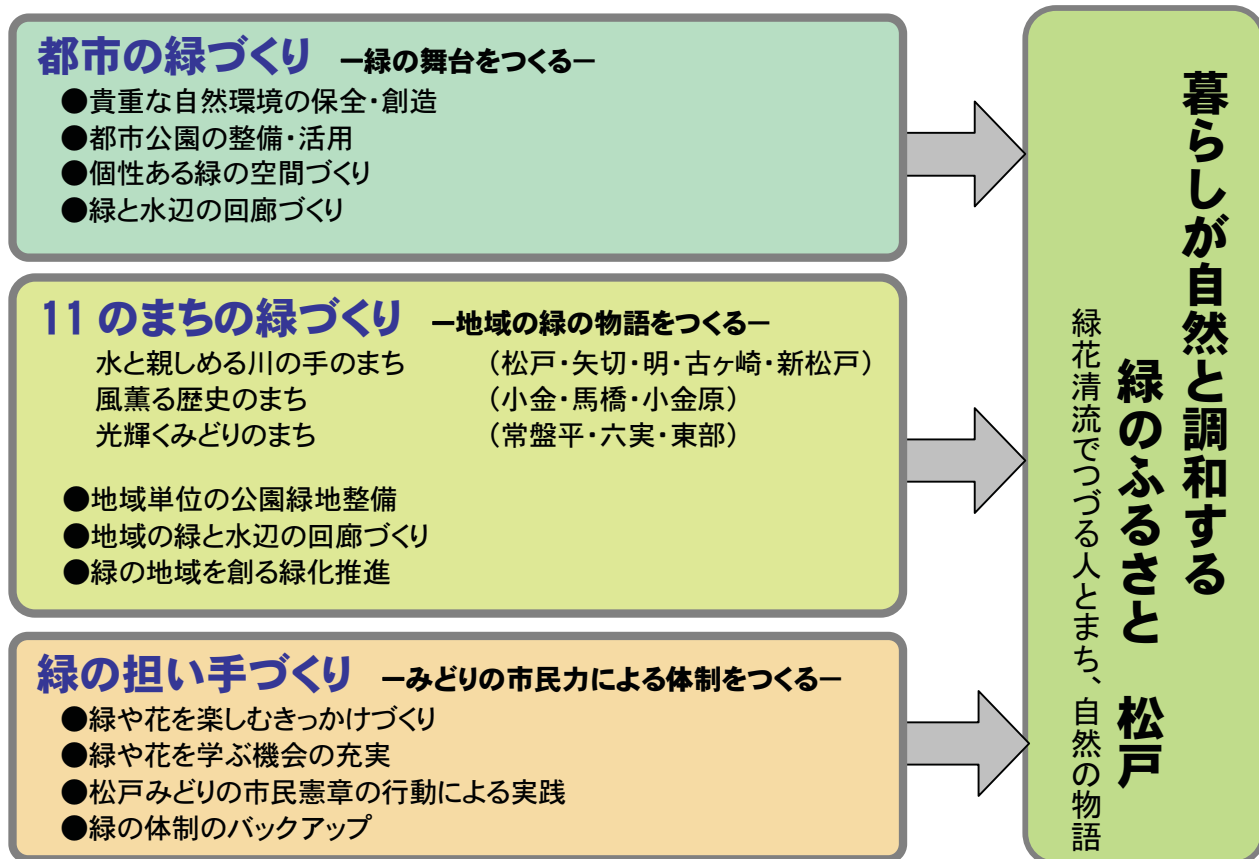
- 緑の拠点
- 11のまちの地域公園
- ◆ 緑の情報発信基地
- ◆ 緑の情報・交流拠点
- 緑の幹線回廊
- 水辺の幹線回廊

緑の基本計画の方針

緑の将来像を実現していくために、緑の基本計画では、以下のような計画の基本方針と計画の目標を軸として推進します。

■計画の基本方針

緑の基本計画の施策の実施は、「都市」「地域」「人」の3つの段階で展開します。



■計画の目標

2020年を目標に、次のような緑を実現していくことを目指します。



江戸川沿いの秩序あるまちづくりのための緑の前線

江戸川グリーンラインを形成します。

本市の、緑と風土の動力源となる

自然と歴史と田園、3つのふるさとゾーンを形成します。

松戸市の緑の特徴であり、都市と自然の環境を調和させる

江戸川沿いの斜面林の重点的な保全に努めます。

人や生きものの行き交う、街路樹や河川からなる緑のライフライン

緑と水辺の回廊をつくります。

3つの緑の拠点、11の地域公園、様々な身近な公園を配置し、

市民ひとりあたり 11 m²以上の公園緑地を提供します。

公共施設や民有地の緑化を推進することにより、

市民ひとりあたり 1本、50万本の樹木を植栽します。

市民、企業、市民団体、行政などの各主体が結びついた

みどりの市民力による協力体制を築きます。

都市の緑づくり

一緑の舞台をつくる

「都市」では、「都市の緑づくり 一緑の舞台をつくる」を基本方針として、「自然環境の保全」や、都市公園の整備・活用、3つの「緑の空間」、「緑と水辺の回廊づくり」により、都市全体で緑と水辺がネットワークされたまちづくりを行います。

(1) 貴重な自然環境の保全・創造

市全域の樹林地の保全や、「緑の舞台」で生き物と人が調和する都市づくりに努めます。

- 1) みどりの市民力による樹林地保全の強化
- 2) 樹林地の保全制度の積極的な活用
- 3) 自然調和型都市の形成

樹林地の保全力アップモデル

樹林地については、市民団体、地域住民、学校・大学、企業、(財)松戸みどりと花の基金などの中間支援組織、所有者との協力関係に基づくみどりの市民力によって、管理や公開を進め、担保性(保全力)を高めていくことを目指します。



【ステップ0】

放置されゴミ捨て場となった樹林地



【ステップ1】

市民団体などによる樹林地の手入れと所有者による場の提供



【ステップ2】

みどりの市民力によって地域の宝物となる樹林地
→保全力のアップ



栗山特別緑地保全地区

平成20年3月、栗山地区の斜面林を都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」に指定しました。引き続き、矢切地区の指定を目指します。

(2) 都市公園の整備・活用

みどりの市民力を活かし都市公園の整備・活用や3つの緑の拠点づくりに努めます。

- 1) 都市公園の整備・活用
- 2) 緑の拠点づくり

21世紀の森と広場では、整備を進めるとともに、パークマネジメントプランを構築し、緑の拠点としての役割の強化に努めます。



(3) 個性ある緑の空間づくり

「江戸川グリーンライン」と自然・歴史・田園の景観を楽しむことのできる「3つのふるさとゾーン」を整備します。

- 1) 3つのふるさとゾーンの形成
 - ①ふるさと自然ゾーン
 - ②ふるさと歴史ゾーン
 - ③ふるさと田園ゾーン
- 2) 江戸川グリーンラインの形成

(4) 緑と水辺の回廊づくり

坂川などの河川と道路の緑化により、地域を連結する幹線回廊を整備します。

- 1) 緑の幹線回廊の形成
- 2) 水辺の幹線回廊の形成

11 のまちの緑づくり

—地域の緑の物語をつくる—

「地域」では、11の地域を対象に「11のまちの緑づくり —地域の緑の物語をつくる—」を基本方針として、各地域の特徴・特性に応じた「公園緑地の整備」「地域の緑と水辺の回廊づくり」「緑化の推進」により、地域内で緑と水辺がネットワークされたまちづくりを行います。

(1) 地域単位の公園緑地整備

11 地域それぞれで地域公園の整備に努め、市民のニーズにあった多様な公園緑地を身近に提供していきます。

- 1) 地域公園の整備
- 2) 身近な公園緑地の整備
- 3) 公園の維持管理・運営の充実とリフレッシュ
- 4) 多様な手法を活用した公園の整備

地域公園の整備やリフレッシュにあたっては、安心・安全な公園、防災に配慮した公園やバリアフリー化された公園づくりを基本とし、みどりの市民力を活かしていきます。



(2) 地域の緑と水辺の回廊づくり

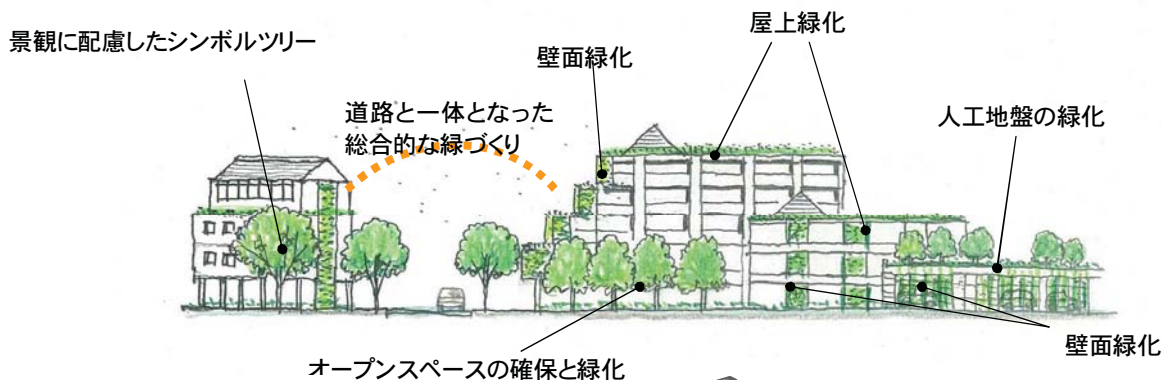
地域内の街路緑化・沿道緑化や河川を活用した回廊づくりに努めます。

- 1) 地域の緑の回廊の形成
- 2) 街路樹の適正な維持管理
- 3) 地域の水辺の回廊の形成

(3) 緑の地域を創る緑化推進

公共施設や民有地の接道部を中心に緑化を行い、連続した緑の地域景観をつくり出していきます。また、緑化スペースが少ない地域では、屋上緑化・壁面緑化を推進します。

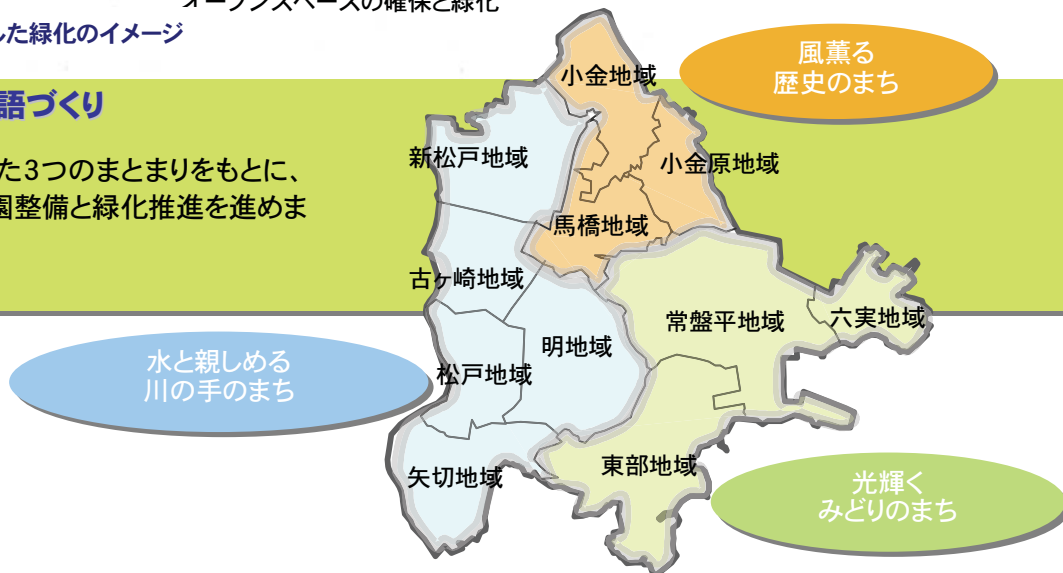
- 1) 公共施設の緑化
- 2) 住宅地の緑化
- 3) 商業地の緑化
- 4) 工場・事業所の緑化
- 5) 多様な手法を活用した地域の緑化



多様な手法を活用した緑化のイメージ

(4) 11のまちの物語づくり

環境特性を活かした3つのまとまりをもとに、11の地域ごとに公園整備と緑化推進を進めます。



緑の担い手づくり

—みどりの市民力による体制をつくる—

「人」では、「市民」だけでなく「企業」「財団法人松戸みどりと花の基金」「行政」などの各主体を対象に「緑の担い手づくり —みどりの市民力による体制をつくる—」を基本方針とします。また、緑推進委員会における取り組みや各主体による活動およびその協力体制の確立を行います。

(1) 緑や花を楽しむきっかけづくり

身近な自然や公園などについて、市民の関心・興味を高めるきっかけをつくります。

- 1) 緑や自然に関する情報の発信
- 2) 緑のイベントなどの開催
- 3) 緑の仲間づくり



(2) 緑や花を学ぶ機会の充実

緑に関心を持った人々が、緑に対して知識を深めることのできる機会を増やしていきます。

- 1) 緑や自然について学ぶプログラムの充実
- 2) 人材の育成と活用



(3) 「松戸みどりの市民憲章」の行動による実践

「松戸みどりの市民憲章」の実践と向上を目指します。

- 1) 緑の地域活動の展開
- 2) 緑のボランティア活動の促進
- 3) コラボレーションによる緑づくり



(4) 緑の体制のバックアップ

市民を主体とした活動の輪を広げ、活動の機会を通じて、協力体制をつくります。

- 1) 緑の活動のネットワークづくり
- 2) (財) 松戸みどりと花の基金の機能充実

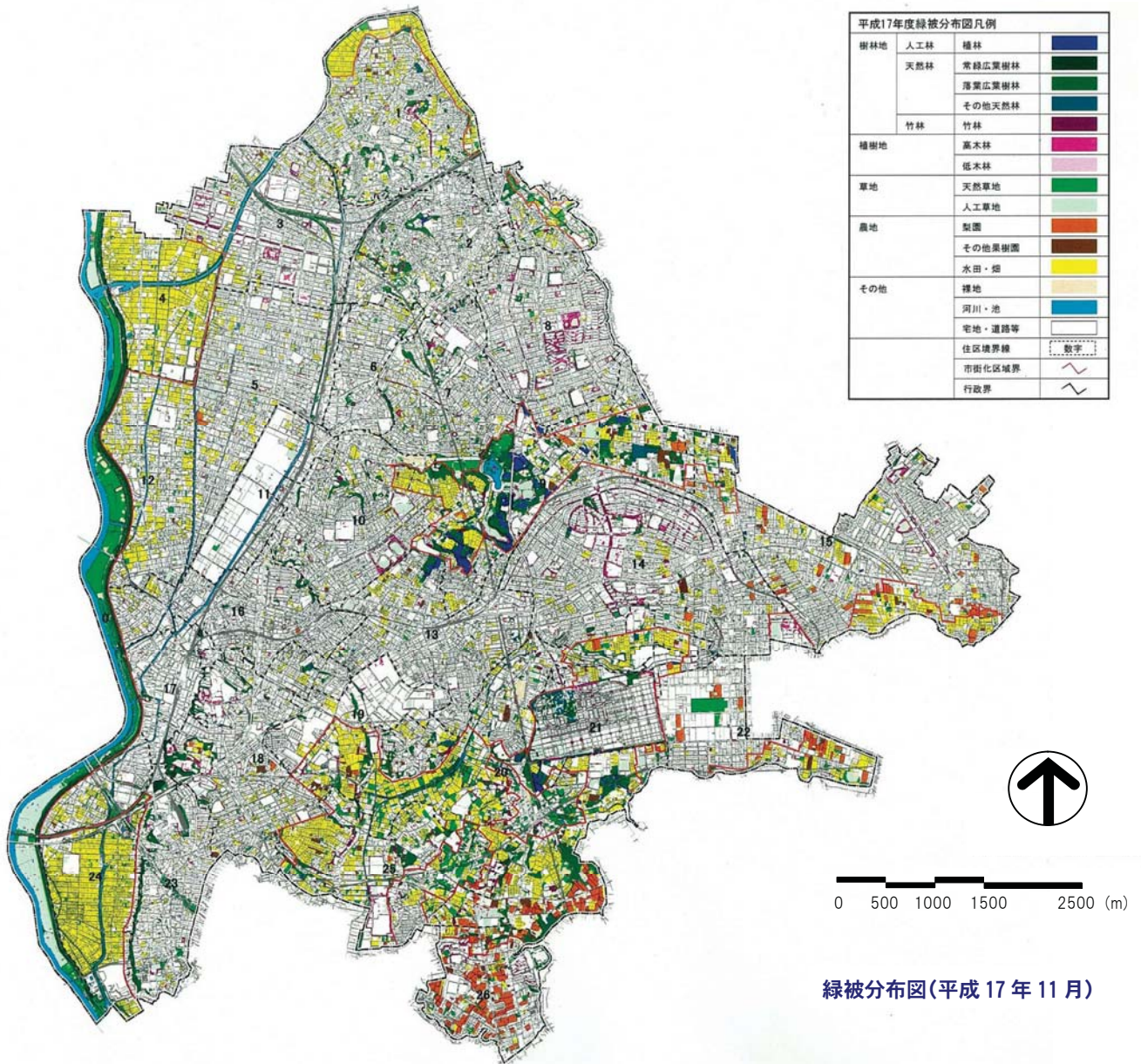
緑を守り育てる市民活動を相乗的に高めていくために、ネットワークの形成を促進します。
(財)松戸みどりと花の基金は、花づくり・民有樹林地・公園緑地などの緑の市民活動のコーディネートや支援を行うために、今後機能を充実します。



松戸市の緑の現況

市全体の緑被地は約 1,880ha で、市の面積に対して 30.6%と、市の3分の1程度の土地が緑で覆われています。これらの緑の中で、最も面積が大きいのは農地で、次いで、草地・植樹地・樹林地の順となっています。

緑の分布をみると、緑被率が 50%以上を占める地区は、市街化調整区域を含む地区にみられます。金ヶ作では多くの緑が 21 世紀の森と広場に存在しています。



緑被分布図(平成 17 年 11 月)

